

## 常陸大宮市教育委員会 2月定例会議事録

- 1 会議の名称 常陸大宮市教育委員会 2月定例会
- 2 開催日 平成29年2月23日(木) 午前 9時00分から  
午前11時05分まで
- 3 開催場所 常陸大宮市役所 行政委員会室
- 4 出席者

(1) 教育長 上久保 洋一

教育長職務代理者 諸澤 信子

委員 星野 幸子

委員 内田 寛

委員 生天目 茂

(2) 事務局及び説明者

教育部長 山本 洋一

次長兼学校教育課長 檜村 英子

教育総務課長 坪 栄一

生涯学習課長 桐原 英夫

指導室長 嶋志田 太

教育総務課課長補佐 飯塚 富次

教育総務課主任 釘子 さや香

## 5 報告

報告第 5号 教育長報告について

報告第 6号 指定学校の変更許可について

報告第 7号 平成28年度就学援助申請に伴う児童生徒の認定について

## 6 議案

議案第 2号 専決処分承認を求めることについて

議案第 3号 議会の議決を経るべき事件の議案について

議案第 4号 常陸大宮市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 5号 常陸大宮市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 6号 常陸大宮市教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定に関

- する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 7 号 学校統合委員会の設置に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第 8 号 常陸大宮市中学生海外研修運営委員会設置要綱の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第 9 号 常陸大宮市立学校職員の教職員評価に係る評価結果に対する異議申し立てに関する要項の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第 10 号 常陸大宮市教育委員会臨時職員雇用基準の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第 11 号 常陸大宮市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

7 その他

(1) 各種行事予定について

(2) その他

8 次回の定例会日程について

9 閉会

10 傍聴人の人数 なし

11 会議の概要

上久保教育長 ただ今より、常陸大宮市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

(午前 9 時 00 分)

本日の出席委員は、全員です。

本日の議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に星野幸子委員を指名いたします。本日の会議日程は、お配りした会議資料のとおりです。議事に入る前に、2 点ほど報告をさせていただきます。1 点目は、星野委員であります。2 月 22 日で任期満了となりまして、先ほど市長から新たに職を任命されました。これから 4 年間、星野委員にはよろしく願いいたします。また、職務代理者を今まで星野委員が務めていましたが、任期が切れましたので、私の方で指名をしたいと思っております。私の方では、諸澤信子委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程2報告に入ります。報告第5号教育長報告になりますので、私の方から4点報告を申し上げます。1点目は、大宮小学校の児童が2月14日に死亡したことを報告いたします。

2点目は、インフルエンザの罹患状況であります。また流行してまいりました。今週に入ってから、御前山中・明峰中で生徒が相次いでインフルエンザにかかりまして、御前山中は昨日、一昨日で終わりましたけれども、明峰中は3クラスが今日まで学級閉鎖となっております。学年は2年生2クラスと1年生です。それから、新たに山方小の6年生が、今日と明日の2日間、学級閉鎖になります。その前段で、大宮小の先生が5人ほど休みましたが、今は復帰をしております。今度の流行は、周辺地域に移っていったという状況ですが、校長会・教頭会の方でも、特に中学校のインフルエンザが流行っていて、受験間際でもありますから、健康管理に十分気をつけて万全な体調で受験できるよう、学校でも保健指導を徹底して欲しい旨、指示をいたしました。

3点目は、今年度の茨城県学力診断のためのテストの集計結果についてです。この結果をよく分析をして対策を練って、今年の4月の全国学力・学習状況調査に備えるよう、先日の校長会・教頭会でも指示をしたところです。

4点目ではありますが、人事異動についてです。

以上4点、お話ししました。質問がありましたらお願いいたします。

無いようですので、次に移ります。ここで皆様におはかりいたします。この後の案件については、個人情報に関する内容が含まれております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条第7項で教育委員会は公開すると規定されておりますが、同項ただし書きの規定により、人事に関する事件その他の事件について教育長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公表しないことになっております。

つきましては、個人情報保護の観点から会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

全員異議なしとのことでありますので、非公開といたします。

再度おはかりいたします。教育委員会規則第18条の規定により議事録は公表となります。非公開とした案件の報告につきましては、定例会の議事録に含めて作成することにしますが、個人情報が特定されないよう調整し作成・公表する取り扱いとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認めて、議事録の公開に際しましては、個人情報が特定されないよう調整し作成・公表することにいたします。

それでは、会議日程に戻ります。報告第6号指定学校の変更許可について、事務局の説明をお願いいたします。

檜村次長兼学校教育課長 [報告第6号について説明]

上久保教育長 説明が終わりました。質問がありましたら、お願いいたします。

星野委員 指定校変更は、一定の基準を設けた方が良いと思いますけれども。

上久保教育長 7項目くらいの規定があつて、それに該当しなければ認められないんです。届けられてこれでは駄目ですよという明確な理由がある場合は拒否しますけれども、拒否する理由がなければ受け付けるしかないんです。

星野委員 その項目にはどういったものがあるんですか。

檜村次長兼学校教育課長 常陸大宮市児童生徒の就学に関する規則というところで、指定校変更許可基準というのが設けられております。転居による場合は、概ね半年以内に新居を構える場合は許可をする。あとは、通学周辺の地理等から通学が困難な時は卒業まで認める。身体的な事情によるもの。家庭的な事情によるもの。これは両親が共働き等により、下校後預かり先のある学区の学校を希

望する場合です。あとは、教育的事情による場合ということで、兄弟が別々の学校へ就学するようになった時は、同一の学校へ許可する。そして、いじめ等や不登校その他教育上配慮が必要な場合も許可するということです。また、その他特別な事情がある場合は認める。という条項があります。

星野委員 はい。ありがとうございます。

上久保教育長 続きまして、報告第7号平成28年度就学援助申請に伴う児童生徒の認定について、事務局の説明をお願いいたします。

樫村次長兼学校教育課長 [報告第7号について説明]

上久保教育長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

無いようですので、報告は以上となります。続きまして日程3議案に入ります。議案第2号専決処分の承認を求めることについて、事務局の説明をお願いいたします。

坪教育総務課長 [議案第2号について説明]

上久保教育長 説明が終わりました。質問がありましたら、お願いいたします。

無いようですので、採決に移ります。議案第2号につきましては、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第2号につきましては、原案のとおり可決することいたします。ここから、会議を公開といたします。続きまして、議案第3号議会の議決を経るべき事件の議案について、事務局の説明をお願いいたします。

山本部長 [議案第3号について説明]

坪教育総務課長 [議案第3号について説明]

樫村次長兼学校教育課長 [議案第3号について説明]

上久保教育長 説明が終わりました。非常に難しい説明だと思いますが、4本ありまして、1本は平成29年度の一般会計予算の歳出合計が22,280,000千円だと

ということです。それから、教育費は大幅な減額となったけれども、その原因は、大宮二中の工事が終了したからということです。主なものとしてあげられたのは、防犯カメラの設置工事、タブレットを配置するフューチャースクール事業、それから二中の外構工事、市史編さんに関する予算が計上されていますということです。それから、2本目の一般会計補正予算については、大宮二中に関する交付金が決定しましたので、それが補正に盛り込まれました。それに関する工事とあとは減額実績です。3本目の学校設置条例の一部を改正する条例は、2年間休園していた御前山幼稚園を廃園にするということです。4本目は、幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例は、幼稚園の保育料の徴収日が10日でしたが、保育園の徴収日と合わせて末日に変更するという内容です。質問がありましたら、お願いいたします。

諸澤委員 御前山幼稚園の建物とかはどうするんですか。

坏教育総務課長 先日、御前山地区の区長さん全員に集まっていたところで、教育長と私と課長補佐で説明にあがったんですけれども、休園から2年がたちましたが、入園希望者がいないので廃園にしたいという話をしました。なお、隣には認定こども園があるので、十分に受け皿となるということで説明しまして、区長さん方からも、もうやむを得ないだろうということで、次の日に全員了解したという返答をもらいました。その中で出たのが、廃園した跡地をどのようにするのかということでしたが、あそこは、一部黄色地、危険地域になっているので利用方法がなかなか難しいのですが、2年間くらいかけて地域の皆さんの意見を聞きながら、今後どのように活用していくか決定していきたいというような話をして、わかりましたということになりました。幼稚園の中まで入ったのは、私も初めてだったのですが、幼稚園のつくりですので、何に使えるかとなるとなかなか難しいですね。

上久保教育長 敷地はかなり広いんですけれども、ただ、あそこは危険地域になって

いますので、緊急にどうのってというのは今のところないみたいです。要望もないんです。

その他、ありますか。

内田委員 幼稚園が無くなり、中学校もぼちぼち無くなるから、その跡地とかの活用は何かあるんですか。

樫村次長兼学校教育課長 小中学校が廃校になって、そのままの状態、あとは、その一部を管理していただいている小中学校もあるかと思うんですけども、本年度市長部局の総務課の方で、公共施設に関する総合管理計画を策定いたしましたので、その計画と方針に基づいて、今後担当課で検討するという方向に進んでおります。

上久保教育長 いろいろ案はあるんですが、まだ決定はされていないので、ここでもきちんと説明はできないのですが、たぶん委員さんが意図しているのは、美和中の跡地を言っているのかなと思うんですけども。ただ、美和中は耐震がなされていないし、老朽化しているので、あのまま利用するということはできないです。

内田委員 とにかく旧中学校跡地、校舎をどう活用していくかということは、すごく大事なことだと思いますよね。結局、地域にしてみると地域から文化の中心たる学校が無くなる、そうすると灯が消えるというふうなことで、だんだん地域がしぼんできてしまう。そこで、この前の県北芸術祭のような何らかの活用をしていけば、地域として有難い、浮かばれるというようなことはありますよね。

上久保教育長 市の方もそれをかなり意識して、地域の活性化のためにいろんな案は考えているようでありますけれども。ただ、教育的な側面から行くと、例えば緒川地域は1歳児が5人になったと思います。0歳児は2人くらいかと。先日、保健福祉部の担当と話したら、やっと今年度生まれたのが、市内で200人を

超えたと言っておりました。ということは、成人式は400人を超えていますよね。そうすると半分になっているということです。これからもますます少子化になっていきますので、何かやろうとして維持できるのかどうかの問題もあります。その辺が難しいところかなと。確かに、活用をして、何かをやろうとしなければならないのはよくわかるんですけども、それをきちっとやって維持できていくのかどうかというのが、ここの課題なので、場合によっては集中と選択の時代になるのかなという方向性も考えていかなければならないのかなと。

他に質疑はありませんか。無いようですので、議案第3号につきましては、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

上久保教育長 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することにいたします。ここで暫時休憩いたします。(午前10時20分)

上久保教育長 休憩前に引き続き再開します。(午前10時28分)

続きまして、議案第4号常陸大宮市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坏教育総務課長 [議案第4号について説明]

上久保教育長 説明が終わりました。質問がありましたら、お願いいたします。教育委員会は、3課を維持するということです。維持をするんですけども、教育総務課は無くなって、学校教育課と生涯学習課と文化スポーツ課になります。学校教育課は施設グループが無くなります。というのは、大きな施設は専門家が担当しまして、学校の小さい修理等は教育委員会で行います。ですから、学校建築なんかには基本的にはかかわりません。

上久保教育長 その他ありましたら、お願いいたします。無いようですので、議案第



4号につきましては、原案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

上久保教育長 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決いたします。続きまして、議案第5号の審議に移りますが、議案第5号から議案第10号までは、只今の議案第4号の教育委員会組織規則の改正に基づく規則等の改正となりますので、説明は一括してお願いいたします。なお、採決は議案ごとに採決いたします。

坪教育総務課長 [議案第5号から第10号まで提案・説明]

上久保教育長 説明が終わりました。議案第5号から第10号まで、一括で説明がありました。議案ごとに採決してまいります。まず、議案第5号常陸大宮市教育行政に関する事務を行う職員の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、質問がありましたら、お願いいたします。無いようですので、議案第5号につきましては、原案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

上久保教育長 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第6号常陸大宮市教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、質問がありましたら、お願いいたします。無いようですので、議案第6号につきましては、原案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

上久保教育長 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第7号学校統合委員会の設置に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について、質問がありましたらお願いいたします。無いようですので、議案第7号につきましては、原案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

上久保教育長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第8号常陸大宮市中学生海外研修運営委員会設置要綱の一部を改正する訓令の制定について、質問がありましたらお願いいたします。無いようですので、議案第8号につきましては、原案のとおり可決することによってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

上久保教育長 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第9号常陸大宮市立学校職員の教職員評価に係る評価結果に対する異議申し立てに関する要項の一部を改正する訓令の制定について、質問がありましたらお願いいたします。無いようですので、議案第9号につきましては、原案のとおり可決することによってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

上久保教育長 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第10号常陸大宮市教育委員会臨時職員雇用基準の一部を改正する訓令の制定について、質問がありましたらお願いいたします。無いようですので、議案第10号につきましては、原案のとおり可決することによってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決いたします。続きまして、議案第11号常陸大宮市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について、事務局の説明をお願いいたします。

坪教育総務課長 [議案第11号について説明]

上久保教育長 説明が終わりました。質問があれば、お願いいたします。無いようですので、議案第11号につきましては、原案のとおり可決することによ

しいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決いたします。

議案は以上となります。

続きまして日程4その他に移ります。(1)各種行事について、事務局の説明をお願いいたします。

坏教育総務課長 [教育委員会事務局の予定報告・日程調整]

檜村次長兼学校教育課長 [学校教育課の予定報告]

桐原生涯学習課長 [生涯学習課の予定報告]

上久保教育長 今までの点で何かありますか。無いようでしたら、(2)その他に移ります。事務局でありましたらお願いいたします。

坏教育総務課長 [卒業式・入学式について説明, 教育委員会3月臨時会の予定について説明, 年度末・年度始めの行事予定について説明]

上久保教育長 続きまして、会議日程5定例会の日程について、教育総務課長お願いします。

坏教育総務課長 [定例会について日程確認]

上久保教育長 それでは、次回の定例会は平成29年3月27日(月)午前10時といたします。

以上を持ちまして、常陸大宮市教育委員会2月定例会を閉会といたします。

(午前11時05分閉会)